

名古屋市農業委員会 令和8年第6回総会 議 事 録

- 開催日時 令和8年6月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時51分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第38号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第39号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第40号議案 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

第41号議案 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

第42号議案 地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について

第43号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和8年度全国農業委員会会長大会及び研修会について

(4) その他

①現地調査日について

(5) 閉会

令和 8 年第 6 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
		8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 8 年第 6 回総会（令和 8 年 6 月 22 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 6 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 8 年第 6 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 38 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 43 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について」までの 6 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、福島茂俊委員及び二村新一委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 38 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-1 につきまして、木村推進委員及び事務局職員とで、6 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が農業を廃業し、譲受人へ農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋四丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、すべて肥培管理されていました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員	受付番号 4-2 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、6 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人の 3 名が営農を縮小し、譲受人へ農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。 申請地の港区藤高一丁目はじめ 10 筆は田及び畑で、田は地域の集団営農により水稻耕作中、畑は耕作準備中の状態でした。 なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、すべて肥培管理されていました。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 38 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 38 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 39 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-9 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-9 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員

	で、6月2日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号1-9の願い出の農地には、イチジク、ミカンが栽培されており肥培管理は良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号1-10について、2番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号1-10の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、6月2日に、現地調査した結果を報告します。 桶狭間南の3筆は、一体で利用されており、ミカン、カボチャ、ピーマン、エンドウマメなどが栽培されていました。 野末町の1筆には、サツマイモ、ナス、キュウリなどが栽培されていました。いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号1-11について、5番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号1-11の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、6月2日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号1-11の願い出の農地には、タマネギ、ナス、キュ

	ウリが栽培されており、肥培管理は良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-3 の農地につきましては、6 月 2 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-3 の中川区富田町大字千音寺字無田居の 2 筆は、いずれも区画整理中で作止めでした。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-5 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	受付番号 4-5 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、6 月 4 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区福屋一丁目はじめ 3 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-6 につきまして、木村推進委員及び事務局職員とで、6 月 4 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区新茶屋一丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。 また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 39 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 39 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 40 号議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますので、ご覧ください。

横井（昭）
委員

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。5 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 5 号について、11 番、横井委員、お願いいたします。

第 40 号議案、農用地利用集積等促進計画案について、ご報告いたします。

総会議案 5 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 8 年度第 5 号をご覧ください。

本件は、受け手が申請地で新たに野菜を栽培していきたいと希望され、地域計画区域内の農地である中川区富永四丁目の農地を、土地の所有者から使用貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。

配付資料①をご覧ください。

申請地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

上段の表のとおり、今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない農業者ですが、貸借期間が 3 年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸し付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

申請地の畑は、耕作準備中であり、また、受け手が現在耕作

	している農地は、 スイカ、カボチャ、サツマイモ、ニンニク、トマトが植え付けされ良好に管理されていたことから、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。 また、年間 230 日従事する予定であり、所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各要件を満たしております。 以上により、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されており、何ら問題はありません。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 40 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。4 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。 理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合しているため、です。 それでは、第 40 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 40 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第41号議案、農用地利用集積等促進計画を定めるべき

旨の要請について審議を行います。

本議案は、横井愼一委員ご本人に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第12条に規定する「議事参与の制限」のため横井愼一委員におかれましてはご自身の案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

また、審議のポイントとして、配付資料②をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。13 ページの農用地利用集積等促進計画案の第6号について、11番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

それでは、第41号議案、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について説明いたします。

総会議案13ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和8年度第6号をご覧ください。

本件は地域計画区域外の農地である水里三丁目の農地を、受け手が、出し手から使用貸借するため、当該計画案に基づき、利用権を設定することについて、名古屋市農業委員会から農地中間管理機構に要請するものです。

総会資料17ページの参考条文の下線部分をご覧ください。

地域計画区域外の農地については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項において、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」と規定されております。

配付資料②審議のポイントをご覧ください。

まず、農業委員会が農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する場合、「農用地利用集積等促進計画案」が適切に作成されているか否かは、農地中間管理法第 18 条第 5 項各号の要件に該当するか否かがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

農地中間管理事業規程では、地域計画区域外の農地の受け手を選定する際に「貸付先決定ルール」が定められており、そのルールに沿って受け手を選定する必要があります。「規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資する」はじめ 4 項目ありますが、すべてに適合しております。

続きまして、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

借り手は農業経験があり、利用権設定後は、240 日従事することです。

また農用地の貸借については所有権者等及び受け手の同意が得られているため、すべての要件を満たしております。

以上により、本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 41 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。12 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成し、名古屋市に意見聴取するとともに、当該計画を定めることを農地中間管理機構に要請します。

理由としましては、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合し、地域計画区域外の農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、です。

それでは、第 41 号議案について、案のとおり要請していいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 41 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて意見聴取を行うとともに、農地中間管理機構に要請いたします。

次に、第42号議案「地域農業経営基盤強化促進計画」すなわち「地域計画変更に関する意見聴取」及び第43号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取」について審議を行います。

議案資料23ページをご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱を抜粋したものです。下線部分のとおり、農用地区域からの除外、すなわち農業振興地域整備計画を変更する場合は、あらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。第42号議案の地域計画の変更

は、第43号議案の農業振興地域整備計画変更をするために行われるものであり、両議案は関連があることから一括審議といたします。

また、審議のポイントとして、配付資料③④をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 42 号議案及び第 43 号議案について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

第 42 号議案及び第 43 号議案の案件につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、6 月 3 日に調査した結果をご報告します。

ただいま説明のあったとおり、今回の第 42 号議案「地域計画の変更」は、農業振興地域整備計画の変更すなわち農振除外の申出があったことによるものですので、まず、第 43 号議案「農業振興地域整備計画変更の意見聴取」から説明いたします。議案資料 24 ページをご覧ください。

本件は、農業振興地域にある農用地区域内の農地を転用するにあたり、転用者が名古屋市に農振除外を申し出たため、当該変更について、名古屋市から農業委員会に意見の聴取があったものです。

今回農振除外の申し出があった土地ですが、議案資料の 28 ページにある「別紙 土地一覧」をご覧ください。港区東茶屋四丁目はじめ 27 筆、27,971 平米の農地です。

議案資料 25 ページにお戻りください。「2」に記載のあるとおり、申出者は、東海圏を中心に「都市開発事業」を行っている会社で、今回、物流施設開発のために申出を行ったものです。物流施設の開発の概要につきましては、事前に総会議案に同封

されておりました、配付資料④に記載がございますので、参考に併せてご覧ください。

「3 申出の概要」をご覧ください。

「前提」のように、本件は、名古屋市が策定した「物流施設の立地を目的とした南西部市街化調整区域内における地区計画の運用指針」に適合した地区計画として、開発会社が名古屋市に対して、都市計画提案を行い、それに伴い農振除外の申出がなされたものです。

また、「経緯」のように、開発会社は、「物流の2024年問題」の課題解決に資するとして、マルチテナント型の中継物流拠点の整備方針を定め、また、名古屋圏でのニーズが高まっていることから本件申出の開発の計画をしたものです。

26 ページに移りまして、「新規施設の必要性」にあるとおり、名古屋第二環状自動車道等との乗継ぎが良好な立地条件や必要な機能を一体的に配置できる敷地条件を同時に満たす施設を確保することは、既存施設の増改築では満たせず、申出者にとって本件申出は必要とのことでした。

次の、「施設規模の必要性」につきましても、車両の駐車場所、ピーク時の車両滞留を敷地外で発生させない等、敷地としておおむね3.1万平方メートルが必要とのことでした。

次に、「候補地の選定」ですが、市街化区域内、農業振興地域外の市街化調整区域、農業振興地域内で調査をしたが、生活環境への影響、接道基準、敷地条件等を満たす適地が申出地を除き存在しなかったとのことでした。

27 ページに移りまして、最後に、「周辺農地等への影響」についてですが、申出地の北側は市街化区域に隣接しており、一団の農用地区域内農地の周辺部であり、農用地が農作業の効率

性から必要な地形的連続性を失いません。

北側以外は道路・水路を挟んで、農地が広がっておりますが、建物の配置等による、光の影響、排水方法、建物の影響等についての、周辺農地の営農に支障がない計画になっております。周辺農地への影響はないことの見込みについては、港地区協議会が事業者から事業計画についての聴取をしており、今後も、必要に応じて、詳細な事業計画について、事業者と協議をしてまいります。

また、茶屋新田土地改良区から排水同意書も提出されております。

以上、申出及び調査の結果、今回の物流施設開発に伴う農業振興地域整備計画の変更は法律上の要件を満たしていると考えられます。

次に、議案資料の 20 ページをご覧ください。

第 42 号議案「地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について」でございます。本件は、ただいま説明した、港区東茶屋の物流施設開発に伴い、さきほど布目会長から説明があったとおり、農振除外・農地転用を行う場合は、当該地域計画の変更が必要となり、農振除外と併せて名古屋市長から意見聴取の依頼があったものです。

配付資料③の地域計画の目標地図をご覧ください。青色の丸で囲っている農地が申出地です。

資料上部の「変更前」の目標地図では、申出地は一部「担う者」が位置づけられており、一部「今後検討等」となっております。「担う者」が位置付けられている農地については、すでに農地法第 18 条の合意解約により耕作権が解除されております。よって、資料下部の「変更後」の目標地図にあるとおり、

当該農地を地域計画区域から除外しても、地域計画の達成に支障はありません。

以上、今回の物流施設の開発に伴う地域計画及び農業振興地域整備計画の変更は、やむを得ないものと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、大変難しいことですが、何かご意見はございますか。

箕浦委員

法には適合してるということなんですけれども、そもそも農業委員会というのは、農業の健全な発展に寄与することを目的とするということで、これを認めて農業の発展に寄与することになるのでしょうか。

そういうそもそも総則があって、だけど法律的には認めざるを得ない、今、清水さんが認めざるを得ないというような発言があったんですけど、まあそうだと思うんですけど、それで本当にいいんでしょうか。本来だったら1種農地の生産性の高い優良農地ですよ。集約されてきて、一生懸命集約して、一生懸命農業をやられてるところで、本来だったら転用できない所なんですけど、抜け道があって計画から外すこと出来るよっていうことになつとるところだと思うんですけど、そういうふうにステップを踏んできて、出てくるのだから認めざるを得ないのかもしれないんですけど、皆さん本当にそれでいいですかと、私は思うんですよ。せっかく南陽の集約された農地がたくさんあるところで一つこれ認めたら、またどんどんどんどんそういうふうになってきませんか。

そもそも候補地、26 ページに「候補地の選定」っていうところにあったんですけど、農業振興地域外の市街化調整区域云々で、調査をしたがここしかなかった。

課長補佐

すみません、どこを調査されて、ここを調査したんですけど、ここはダメだったっていうことも教えてください。

事務局から説明をさせていただきます。

おっしゃることはごもっともだと思います。我々農業委員会としては、農地を保全していくのが役割かと思っています。

ただ一方で、法律上は農振除外・農地転用の要件がございます。我々事務局でも数年間、事業者等とも調整してきた経緯もございます。そういった中で、要件を満たすような形、農振除外ですと代替地だとか、農業への影響だとか、そういったことを判断するわけでございますけれども、そういった要件も確認をしながら進めてきた経緯もございます。要件を満たしているので、致し方ないものでございます。

もうひとつ代替地でございますけれども、事業者から出てきておりますのは、市街化区域ですと、候補地３件ほど。案件が、名二環の開通を基にしており、市の南西部で事業地を探してたため、特に中川区周辺で市街化区域、他に３地域探していただきました。

市街化区域の３地域におきましても、周辺への影響だとか、接道要件。この接道要件につきましては、都市計画部門や、開発部門の要件を満たさなければいけないと。そういった要件を満たすようなところがないということで、市街化調整区域としたらどうなんだという話ですけれども、市街化調整区域ですと、市の南西部でございまして、どうしても、いわゆる青地の優良農地、農用地区域内農地を必ず含むようなところしか、この地域の開発ですと、ないというような状況でございました。

そういった状況で、市街化区域に接してるような該当地がございまして、ここの候補地を選んだということでございました。

	説明が足りているかわかりませんが、回答とさせていただきます。
議長（会長）	いかがでしょうか。
箕浦委員	地元の方は賛成してみえるんですか。坂野さん。
坂野委員	皆さん合意の上で進んでると思っておりますけど。
箕浦委員	そうですか。それならしょうがないですね。 あと、配付資料の④。 「事業者からの都市計画提案の内容に基づき作成」というのは、都市農業課の方か、農政課の方が作られたんですかね。この資料自体。
課長補佐	こちらにつきましては、今回の物流開発が、都市計画部門の都市計画課の地区計画という制度を使ったものでした。市街化調整区域での物流施設は、その制度でしか認められないものですから、都市計画部門に提案があった資料、こちらはもうすでに公開等されている資料ですけれども、事業者の資料を基に、我々ではなくて、都市計画の担当部署が作った資料になっております。
箕浦委員	本来こういうのは役所の仕事じゃなくて、業者に作らせないかんものじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。
課長補佐	事業者が資料を作っておりますして、それを基に概要をかいつまんで、都市計画部門が作っておりますして、中身自体は事業者が作ったとって差し障りのない資料かと思っております。
箕浦委員	職員がこんなのも作らないかんなら、負担になっちゃうといかんのじゃないかということで、業者に提出させればいいんじゃないかなと。それくらいのことは言ってもいいと思う。

負担になってなきやいいです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。名古屋市において初めての案件でしたので、注意深く見ていきたいなと思っております。

その他、ご意見ございますか。

他にないようです。

それではここで、まず第 42 号議案の議決の案を読み上げます。20 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、変更に係る土地を地域計画の区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該地域計画変更は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、です。

次に、第 43 号議案の議決の案を読み上げます。24 ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが

	認められるため、です。
	それでは、第 42 号議案及び第 43 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 42 号議案及び第 43 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 6 月 1 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 10 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 17 件 続いて、11 ページから 21 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 31 件 続いて、22 ページから 49 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 81 件 続いて、50 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 1 件

続いて、51 ページから 52 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 6 件

続いて、53 ページですが、転用届出に係る訂正願が 4 件

続いて、54 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、55 ページですが、農用地利用集積等促進計画案の賃借権設定に伴う意見聴取が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「令和 8 年度全国農業委員会会長大会及び研修会」について報告します。

先ほど議案審議中に当日の資料を供覧させていただきましたが、6 月 2 日に東京・文京シビックホールにおきまして、令和 8 年度全国農業委員会会長大会が開催され、名古屋市農業委員会会長として、農政課の安藤課長さんと出席させていただきました。また、翌日 3 日に開催された研修会にも参加いたしましたので、その報告をさせていただきます。

では、報告 2 と書かれている資料をご覧ください。令和 8 年度全国農業委員会会長大会についてご説明いたします。

まずはじめに、提案決議として「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案」について決議をいたしました。

次に申し合わせとして、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進及び、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの2件を決議いたしました。

次に実行運動として、「令和8年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」を決議いたしました。

最後には、熊本県のあさぎり町農業委員会から、「農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明」がございました。

翌日は、台風でございまして、台風といえどもちょっと雨だけだったんですけれど、会場に移るときは大変でしたけれども、ここで「脳」について勉強させていただきまして、「農業経営を支える「判断力」の整え方」についての研修会に参加いたしました。

今AIが、人工知能が目覚ましく発展していますけれど、やはりAIにはできない、人間ならではの感情を磨き、自分の人生を自分で計画して実践し、喜びを得ましようということを、主催者側の女性の方でしたが教えていただいたので、私もそうしたいなと、物を作って喜びを感じたいなと思って帰ってまいりました。以上です。

何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局より2点ご連絡をさせていただきます。

1点目は、現地調査日でございます。4月総会の事業計画にて10月下旬予定としていた現地調査の予定日ですが、10月28

議長（会長）	日（水）とさせていただきたいと思います。調査先は港区・中川区の農地で調整中です。詳細はあらためてお伝えします。 2 点目でございますが、委員の皆様にご提供させていただいてるお茶につきまして、来月総会からは、なごやのおいしい水道水 P R 用の「名水」というボトル缶を皆様おひとりに 1 缶ずつ配付に変更させていただきたいと思いますので、ご承知いただきますようお願いいたします。以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 8 年第 6 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後 2 時 51 分）